

# NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 平成23年度税制改正大綱の主な事項（厚生労働省関係）

～ 平成22年12月17日厚生労働省発表 ～（抜粋）



### ①雇用促進税制の創設

- ・10%以上かつ5人（中小企業は2人）以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用増加数に応じた法人税額の税額控除制度等（1人当たり20万円）を創設する。
- ・新たに次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業（くるみんマーク取得企業）に対して、一定の期間内に新築・増改築した建物に係る割増償却制度を創設する。
- ・障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象を拡大する。

### ②平成23年度以降の「子ども手当」に関する税制上の所要の措置

平成23年度以降の「子ども手当」について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

### ③成年扶養控除・配偶者控除の見直し【配偶者控除は検討事項】

成年者は基本的に独立して生計を立てるべきという観点から、年間所得400万円以下の場合、障害者、要介護者、高齢者、難病等による長期療養者など真に支援が必要な方を除いて、成年扶養控除を廃止する。配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討することとされた。

### ④社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続（事業税）

### ⑤高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長

### ⑥国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ【検討事項】

### ⑦個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設

### ⑧サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制

### ⑨譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

### ⑩事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成24年度以降も現行の給付時等の税制優遇措置を継続する。なお、関係省庁において企業年金等へ移行していないものについて円滑な移行促進策を検討するなど、適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。

### ⑪企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の延長

企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置について延長する。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000000yym4.html>